

## 芦屋市条例第39号

### 芦屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例（令和6年芦屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 長期修繕計画 <u>マンションの修繕に関する長期の計画をいう。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 長期修繕計画 <u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。